

4/15 JTA

# 高浜再稼働認めず

## 即時差し止め仮処分

### 福井地裁「新基準、安全確保せず」

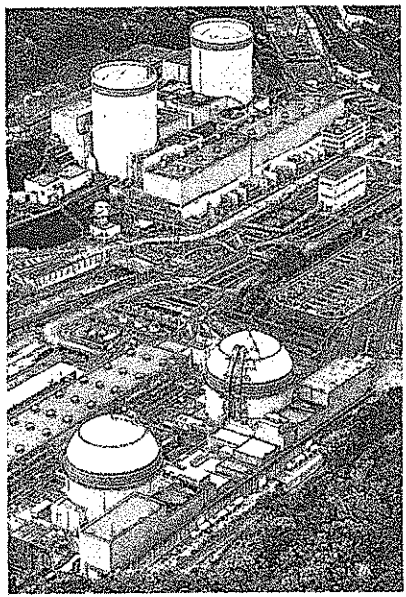
関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の再稼働をめぐる、福井地裁の樋口英明裁判長は14日、地元住民らの訴えを認め、運転を禁じる仮処分決定を出した。原発再稼働の可否を決める新規制基準Ⅱは「緩やかにすぎ、合理性を欠く」と指摘し、新基準を満たしても安全性は確保されないと判断。政府の原発政策に根本から見直しを迫る内容となった。

原発の運転をただちに差し止める司法判断は初めて。仮処分決定はすぐに法的な拘束力を持つため、今後の司法手続きで覆らない限り、再稼働はできない。関電は決定の取り消しを福井地裁に申し立てる方針だが、審理は長引くとみられ、目標とする11月の再稼働は困難な情勢になった。

福島第一原発事故の反省をふまえ、原子力規制委員会がつくった基準。2013年に施行された。従来とは異なり、原発が耐震性や津波対策などの基準を満たしても、放射性物質が漏れる過酷事故が起きることを前提にした。非常用電源の強化のほか、原子炉格納容器の破損防止やテロ対策を新たに盛り込んだ。

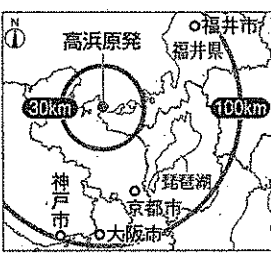
#### 新規制基準

福島第一原発事故の反省をふまえ、原子力規制委員会がつくった基準。2013年に施行された。従来とは異なり、原発が耐震性や津波対策などの基準を満たしても、放射性物質が漏れる過酷事故が起きることを前提にした。非常用電源の強化のほか、原子炉格納容器の破損防止やテロ対策を新たに盛り込んだ。



関西電力高浜原発3、4号機（手前）と1、2号機（奥）  
福井県高浜町、本社へりから、高橋一徳撮影

- 2面=いちからわかる！  
「仮処分とは」  
2面=ゆらぐ合理性  
3面=見通せぬ再稼働  
9面=関電経営に打撃  
12面=社説 13面=耕論  
32面=仮処分決定の要旨  
34面=各地の反応  
35面=脱原発 声高らか



仮処分を申し立てたのは福井、京都、大阪、兵庫4府県の住民9人。高浜原発から約50〜100キロ離れた地点に住んでいる。樋口裁判長は決定理由で、過去の地震や活断層の

#### 点

現行の規制基準は、放射能が放出されるような事故が起きることを前提にしている。福井地裁による仮処分の決定は、そうした考えは許さないという立場で相距離がある。そもそも違う哲学に基づくものだ。

今回の決定は、東京電力福島第一原発事故を受けてつくられた原発規制の考え方を真っ向から否定した。国や電力業界は今回の決定がほかの原発の再稼働に影響しないとみているが、現行規制を前提にしたエネルギー政策議論のありかたについて再考を迫るものだ。

決定では、地震時の揺れや津波の想定、設備の安全対策など多くの点について、原子力規制委員会

## エネルギー政策再考を

の基準とは異なり、想定を超える地震が繰り返し原発を襲った事実などを元にした素朴な「物差し」が示された。原発に対する不安や疑問に裏打ちされたものだ。原告側は「日本の原発は再稼働を禁止された」と強調する。

現在、国は2030年の電源構成について経済産業省の有識者会議で検討を進めているが、原発推進、反対を問わず、幅広い意見をくみ上げて議論を広げる取り組みにも乏しい。

今回の決定を「裁判所の判断の一つ」とするのは、4年前の事故から何の教訓も学んでいないことになる。規制基準と決定との間の溝を埋めるためには、国民の感覚を政策に生かすべきだ。

（編集委員・服部尚）

■仮処分決定で指摘されたポイント

想定する地震の揺れ(基準地震動)実績、理論面で信頼性を失っている
外部電源や主給水設備安全上重要な設備とされていない
使用済み核燃料貯蔵施設で覆われていない
使用済み核燃料プール設備の耐震性が2番目のBクラス
免震重要棟設置予定だが事実上猶予されている

調査から各電力会社が最大の揺れ(基準地震動)を想定し、各原発の耐震設計の基礎とする安全管理のあり方について検討。2005年以降だけでも基準地震動を超す地震が各地の原発を5回襲っていることを挙げ、想定そのものが信頼性を失っていると述べた。

菅義偉官房長官は14日午後の記者会見で、高浜原発の再稼働について「独立した原子力規制委員会が十分に時間をかけて、世界で最も厳しいと言われる新基準に適合するかどうか判断をしたものだ」とし、「そこは断々と進めていきたい」という考え方を述べた。

関西電力は「当社の主張を理解いただけず、誠に遺憾で、到底承服できるものではない。速やかに不服申し立ての手続きを行い、再稼働に向けたプロセスへの影響を最小限にとどめるべく、今後も安全性の主張・立証に全力を尽くしていく」とのコメントを発表した。

## 関電「承服できぬ」

起すおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容」であるべきなのに、「緩やかにすぎ、安全性は確保されない」と結論づけ、住民らの人格権が侵害される危険性があると認められた。

樋口裁判長は昨年5月、関電大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の運転をめぐる訴訟で差し止めを命じる判決を言い渡した。だが、関電が控訴して判決は確定せず、規制委の審査が終わって知事の同意などがあれば再稼働できる状態にある。

このため住民らは昨年12月、より法的な即効力がある仮処分の手続きをとり、大飯、高浜両原発の再稼働差し止めを求めて訴えた。樋口裁判長は、審査が先行する高浜原発についてまず判断する考えを表明。3月に審理を打ち切っていた。

（室屋英樹 太田航）